

第6回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 日時 令和3年3月22日（月）18：00～20：00
- 場所 多摩市役所 301・302会議室（リモート会議開催）
- 出席者 松下委員（委員長）、木下委員（副委員長）、小田川委員、吉永委員、池田委員、権藤委員、原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、中村委員、奈和良委員、元井委員、佐々木委員、高木委員、吉田委員

1 開会

【事務局】 第6回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めます。
委員長、進行をお願いいたします。

【委員長】 本日の獲得目標は、①令和3年第1回多摩市議会定例会での市議会議員からの意見を共有し、②条例素案について協議すること、となります。
では、事務局より資料の説明をお願いします。

2 令和3年第1回多摩市議会定例会での市議会議員からの意見

【事務局】 （資料について説明）
説明は以上となります。

【委員長】 御質問がある方はお願いします。

【副委員長】 自治基本条例に子どもの参画などの記載がないため、自治基本条例を改正する、もしくは本条例で謳っていく必要があると思いますが、議員からの1番目の質問について、自治基本条例の実態を教えていただければと思います。

【事務局】 1番目の議員からの質問は、前提として、自治基本条例の中の市民には、子どもから大人まで含まれているので、子ども・若者総合支援条例にあえてまちづくり参画の要素は要らないのではという意見でした。

しかし、今回は子ども・若者に特化した条例として、条例の1つの柱であるまちづくり参画を謳っていきたいと思います。

【副委員長】 ありがとうございます。自治基本条例は一般的なことを述べているので、本条例では子ども・若者の参画を謳いながらも、より具体的な展開につながる記載が求められるかと思います。そういった意味では、本条例にはきちんと意味づけがされていると思います。

【事務局】 市として、子ども・若者総合支援条例は、子どもの権利も大切にしながら、若者までを対象とした条例にし、今まで検討委員会で議論してきた内容で進めたいと考えています。

既に子ども・若者育成支援推進法という法律はありますが、法律で足りない部分をカバーするような形で策定を進めていければと思っています。

3 条例素案について

【委員長】 次に、条例素案について事務局から第1条から順に説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)
第1条の説明は以上となります。

【委員長】 前文は他の条文への意見が出てから最後に考えましょう。では、はじめに第1条の目的について御意見をいただきたいと思います。

【副委員長】 解説の「自分らしさ」では「自分とは異なる他者の価値観等を認めること」とありますが、一般的な自分らしさとの意味と異なると思います。

【委員長】 事務局と意味について後程再考してみます。

【事務局】 副委員長としては、言い方を変えるほうが良いとお考えなのか、それとも削除したほうが良いとお考えなのでしょうか。

【副委員長】 条例のような法制度に似たものであれば、言葉の意味を正確に記すことが

必要だと思います。「自分らしさ」は自分を指すので、「自分とは異なる他者の価値観等を認めること」を「自分らしさ」と表現して良いのか疑問を持ちます。「自分らしさ」は法律の形式言語とは異なり、生活言語に近いものであるため、条例に表記することへの難しさがあるのだと思います。

例えば、「自分とは異なる他者の価値観等を認めること」を「他者の持つ自分らしさ」と表現を変えてみてはいかがでしょうか。

【委員】 「自分と他者の違いに気づき、認めること」はいかがでしょうか。

【委員長】 やはり「自分らしさ」との言葉の乖離があると思うので、表現については委員からの代替意見を参考に検討が必要ですね。

【委員】 「自分らしさ」の説明の中に、自分とは異なる他者の価値観を認めることも含めているため、混乱しますが、自分らしさを認め、認められるということの意味合いとして記載すれば意味が通じると思います。「自分らしさ」という言葉を使用するのであれば、自分らしさと同等に他者らしさも認めるもしくは受け入れるという表現にすると、子ども・若者にも分かりやすい説明になるのではないかと思います。

【委員】 目的の第1条の本文の中に、「自分らしさを認め、認められながら」と既に他者から認められるという表現が入っているため、この解説の「自分らしさ」は一般的な説明だけで良いのではないかと思います。

【副委員長】 自分らしさを自分自身が認め、自分らしさも他者から認められるということはまた他人らしさも認めることとなり、個性の違いを認めることは重要なことだと思うので、それはそれで解説に入れると良いと思います。

【委員長】 では、第2条定義について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第2条の説明は以上です。

【委員】 既存の活動に子どもや若者が参画するようなイメージですが、彼らに考えてもらったことを新たな活動として始めてもらうことも追記したいと思いました。

【副委員長】 解説に子ども・若者の解説がないので、なぜ対象を30代までとしているのかの解説が必要ではないでしょうか。

【委員長】 たしかに、常識的に言えば子どもは18歳まで、20歳までが通念ですが、本条例は子ども・若者を対象にしているので、30代までを対象とした経緯やプロセスを記述した方が良いと思います。事務局、どうでしょうか。

【事務局】 子どもの権利条約や多摩市子ども・子育て・若者プランの要素を含めると、解説に、子どもは18歳未満、若者が18歳から39歳までと細かく定義づけるということでしょうか。

【委員長】 細かい定義については後程検討しましょう。要するに、今の段階では、子ども・若者を30代までにした経緯について記述が必要だと思います。例えば、既存の法律では児童は18歳未満ですが、本条例の趣旨を踏まえ、年齢対象をこのように決定しましたと簡潔に説明するという。その説明の流れの中で細かく定義した方が良いということであればそれでも良いと思いますが、まずは事務局の方で方向性を示すと良いのではないのでしょうか。

【事務局】 承知しました。

【委員長】 では、次に第3条基本理念について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)
第3条の説明は以上です。

【委員長】 基本理念は、その後の具体的な規定につながっていきますが、「相互協力・相互支援」の部分について該当条文はどこにあるのでしょうか。

【事務局】 第6条、第7条の事業者の役割や市の役割に、「相互協力・相互支援」が含まれます。

【委員長】 第10条や第11条の計画や推進体制にも記述できないでしょうか。

【事務局】 承知しました。検討します。

【委員】 「自分らしさ」という表現が気になります。自分らしさは、価値観をどう捉えるかに繋がるため、抽象的表現ではなく、規範的な表現が大切になると思います。

【委員長】 表現については、検討してみます。

【副委員長】 第3条（4）、「子ども・若者を含む様々な主体」には、子ども支援を行っている子どもを含まないNPO・市民団体もここに含まれるのでしょうか。含まない団体との横の連携も課題だと思うのですが。

【事務局】 子ども・若者を含まない団体も含む意味で記載しています。

【委員】 第3条（1）、「子ども・若者の最善の利益が尊重されること」とありますが、両者の利益がぶつかってしまった際に、どちらの「最善」を優先するのか議論になると思うので、「最善」ではなく、「可能な限り」などの表現に修正した方が良いのではないかと思います。公共の福祉がうまく両立するように解説が必要だと思います。

【委員長】 表現について、検討します。

では、次に第4条子ども・若者の権利について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第4条の説明は以上です。

【委員】 子ども同士で意見を調整し、話し合っていくということを解説の中に記述できないでしょうか。周りの人に子どもや若者がサポートしてもらう部分が比較的記述されていますが、自分たちで解決するという事に関する言及も大事だと思いました。

【委員】 条文に、一応生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が記述されていて良いと思いますが、前提に権利があることを当事者が認識するために知る権利もあることを解説の中に含まれると良いと思います。認識するからこそ支援を求めることにも繋がると思います。

【委員】 「意見を表明し」とありますが、意見を表明する方は元気な若者のイメージがあるので、切れ目のない支援とか、一人も取りこぼさないという見地から言うと、意見を表明することを支える必要があるケースもあると思います。声なき声を拾い上げられるような文言が条文の中にあると良いと思いました。

【委員長】 では、次に第5条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第5条の説明は以上となります。

尚、「子どもには権利はあって、義務はない」といった御意見が市議会からありましたので、役割を義務と捉え、役割を担う市民から子どもを除くパターンA案と、子どもも役割を担う市民に含めつつ、個々の能力に応じて可能な範囲で力を発揮してもらおうという意味合いのパターンB案を事務局で作成しました。この2案についてご議論いただきたく思います。

【委員】 パターンA案が良いと思います。子どもは困難を抱えていてもいなくても支援が必要な存在ではあると思います。周りの大人や関わる方のサポートや受容があってこそ、彼らは自信を持って力が発揮できると思うので、役割には子どもを除いたパターンA案が適切だと思います。

【委員】 子ども・若者の定義を30代までとしています。20代、30代も大人に区分される方も中にはいると思います。子どもを除く市民とした場合、その人々も市民として除外されると理解されてしまうとしっくりこないため、表現に工夫が必要だと思います。

【委員】 パターンB案が良いと思います。理由として、子ども同士の助け合いに大人が関与していたとしても、例えば通学をするときに小学6年生と1年生が一緒に歩いて学校に行くというような場合は、必然的に6年生が1年生を守り支える意識はあると思いますし、第3条（4）の解説で、「子ども・若者を含む市民たちは、お互いに協力し支え合う関係を」という文言があるので、子どもを含むパターンB案で良いと思います。

【委員】 子ども・若者の範囲は、胎生期からと記述されていますが、生まれたばかりの赤ちゃんに対しても、役割を課すことは不自然ではないかと思います。

【委員長】 それは個々の持っている力や状況に応じて可能な範囲でそれぞれの役割を担っていただくという意味でパターンB案に記載しています。

【委員】 本条例をつくるきっかけとなった市長公約には、大人がもう少ししっかりしようという思いが含まれていたと思います。役割には絶対子どもは入らないというのではなく、できる子は入ってもいいけれども、基本的には大人の私たち自身が大人として自覚し、責任を持って子ども・若者を支援していくことが大切だと思います。

【委員長】 たしかに、本条例は大人に対する、大人自身が問われる条例でもあります
が、他者のことを考え、他者の立場に立って行動することは大人、子ども関
係なく、人として当たり前のことだという考えで子どもを含めています。役
割から子どもを除くことは、子どもは半人前であると意味づけられてしま
うのではないのでしょうか。

【委員】 その部分については細かい解説が必要かもしれませんが、現状、多摩市民
の大人の中では、子どもや若者の権利、もしくは自分の権利のことを考えた
ことがない方もいると思います。その中で子ども・若者に特化した条例をつ
くり、実現させるとなると、市民には高い意識を持ってもらう必要があり、
意識が低いと条例が形骸化するのではと危惧しています。本条例が形骸化し
てしまわないよう、子どもや若者に対して特に配慮するのはまず誰なのかを
意識した方が良いと思います。

【委員】 本条例のどこかにその思いを表現する必要はあると思います。条文はパタ
ーンB案の方が、日本語として自然ですし、良いと思いますが、解説部分に
大人がすべきことというようなところを強調して記述すれば解決するのでは
ないのでしょうか。

【委員長】 それは良い考えですね。子ども・若者条例は、大人に対しての条例という
一面を持つので、そういった趣旨が分かるよう解説に記述した方が良いと思
います。

【委員】 パターンB案に賛成です。ただし、今、意見があったように、大人をもう
少し特化したような表現をするのであれば、市民の役割の部分に分かりやす
く解説をいれると良いと思います。

【委員】 パターンA・B案の話ではないのですが、先程、意見の中で義務という文
言がありましたが、義務ではなくて責任だと思いました。子どもも、責任を
持って何かをするということで成長の一過程になり、成長の過程で失敗をす

る自由も、周りの大人が認めていくことによって、勇気を持って新しいことにチャレンジする、意見を表明することに結びつくと思うので、そういった考え方を解説の中でも良いので盛り込めたら良いと思います。

【副委員長】 ドイツの青少年福祉の法律では、青少年福祉団体などの独立した民間の青少年福祉団体、公的な青少年福祉団体と連携し、公的機関は民間を支援しなければならないと定められています。

本条例でも、市民団体がより発展する仕組みにならないと、展開が難しいのではないかと思います。

【委員長】 役所だけでは実現できない時代であり、特に社会背景にある課題解決には市民団体の活動が大きいので、解説の中で市民団体への期待をより丁寧に記述にした方が良いと思います。

【委員長】 他に意見があれば、メールをください。

次に、第6条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第6条の説明は以上となります。

【委員長】 前回の議論では事業者はなくても良いのではという意見もありましたが、若者たちが就職した先でいじめや挫折など様々な困難が生じていることを鑑み、事業者の役割を入れることになったのですね。

【事務局】 庁内委員会では、若者支援の観点から、事業者を特出しした方が良いという意見がありました。

【委員】 この事業者の役割の内容についてはおおむね理解できました。

一方で、本条例が制定された後、事業者に対してどのようにアプローチしていくのか不透明な部分もあり、プロセスがよく分からないというのが個人

的な感想です。

【事務局】 現状、事業者に対して具体的に依頼する内容までは検討していませんが、本条例の制定後、まずは多摩市全体としての理念を共有させていただき、支援が必要な方々への協力の呼びかけなどを検討していきたいと考えています。

【委員長】 事業者に対する施策は基本的には国の施策でしたが、本条例で事業者について規定することによって、今後、市が徐々に仕組みをつくっていくとっかかりになると思います。そういった意味では、非常に積極的な条例になると思います。

【副委員長】 事業者の役割としては困難を抱えている子ども、または若者への支援も大事ですが、さらにもっと広い見地から、将来の人材育成を支援することも事業者の役割だと思います。ドイツでは、市民団体活動へ企業が寄附を行います。以前言ったように、補完性の原理、お金を持っているところは、お金を持っていない、市民団体を支援する仕組みがありますが、日本はまだそういった仕組みがないので、促進するような要素を盛り込むと良いと思いました。

【委員長】 では、次に第7条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)
第7条の説明は以上となります。

【委員】 「総合的とは、包括的、重層的、持続的であることを指します」という表現は格好良いですね。

【委員長】 縦割りを横にし、全部を包み込み、層を重ねて、切れ目ないようないう意味を込めました。

では、他に意見がないようなので、次に第8条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第8条の説明は以上となります。

【委員長】 第8条のそれぞれのキーワードは何ですか。

【事務局】 (1) は、支援を求める方に情報が届くような「多様な機会」の創出であり、(2) は、制度の狭間で支援が途切れないよう市・市民・事業者が連携し、「切れ目のない」支援を行うことがキーワードになります。

【副委員長】 社会的問題として挙げられる子どもの貧困や虐待、ひきこもりについては早期発見と早期対応が重要だと思いますが、第8条からその部分が見られません。

【委員】 たしかに、早期発見と早期対応が一番重要な部分だと思います。条文に盛り込むことを前提として、連携機関をどう位置づけるかも検討していただきたいです。関係機関の役割を位置づけないと、条例が機能しないと思います。

【委員】 条例案では既に子どもや若者自ら声を上げていることが想定されていますが、場合によっては、困難な状況下で、自分の希望すら分からないほど切迫している場合もあると思うので、子どもや若者の声を聞く、あるいは何か危機に気づくといった文言を入れると良いと思いました。

【委員長】 SOSに対する発見能力や受信能力のようなことですね。

【委員】 (1) で、「支援につながるよう多様な機会を設ける」とありますが、解説を見ると、「情報提供に努めます」と記載があり、腑に落ちません。

当事者が自発的に、SOSを発信することを前提とする話ではなく、地域の中で自分の居心地の良い繋がり方や、居心地の良い場所や好みはそれぞれ人によって異なると思うので、様々な場所や、機会が選択肢として存在する

と、相談や支援につながりやすいと思います。そういう意味で、「多様な機会を設ける」と記述されていると思いましたが、解説を追記した方が良いと思います。

【副委員長】 多様な課題発見の機会と追記するのはいかがでしょう。

【委員長】 表現については事務局と検討してみましよう。

次に、第9条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第9条の説明は以上となります。

【委員】 第8条の(3)では、市は、子ども・若者の支援団体に対して支援策を検討して、施策を講じるよう努めるとしてありますが、第9条にはあえて記載していないのでしょうか。

【委員長】 第8条では、困難を抱えている、特に子どもたちを支援している人々に対する感謝やリスペクトがないという現実を取り上げて、支援者を応援しようという思いをこめて規定しました。

第9条は、そういった事情がないため、当然のこととして捉え、記述する必要がないと判断しました。

【委員】 並べてみたときに、第9条に記述しないで良いのか気になりました。

【委員】 (2)で、「市を含む子ども・若者に関わるさまざまな主体は子ども・若者が持ち得る能力を最大限発揮して」と書いてありますが、市議会が出た意見のように、大人が勝手に期待しているような言葉として捉えられるので、「能力を発揮して」で良いのではと思います。

【委員長】 では、次に第10条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第10条の説明は以上となります。

【委員長】 第10条の計画は、支援と活躍の2本柱を推進するための計画のはずですが、支援が見当たらないのはなぜでしょうか。「成長」という言葉に置き換えたのでしょうか。「成長」に置き換える積極的意味が無いのであれば、支援と活躍という表現にした方が良いと思います。

【事務局】 承知しました。

【委員長】 他、意見はありますか。

(意見なし)

では、次の第11条について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料について説明)

第11条の説明は以上となります。

【委員】 施策評価後に、計画を改善する必要がある場合には、改善するといった文章を加えると良いと思います。

【委員】 第10条の表現同様、「子ども・若者の成長・活躍」となっていますが、こちらも表現は直すということでしょうか。

【事務局】 第10条とあわせて、修正します。

【委員長】 では、一通り説明が終わりましたが、全体を通して何か意見、質問はありますか。

【委員】 これだけの言葉や思いが入っていると、理解が難しいと思いますが、子ど

もにも分かりやすいように工夫など何か考えていますか。

【事務局】 子どもにも分かるよう平易な表現にすべきかどうか、最後に、皆さんに伺いたいと考えていました。

【委員】 現在、私が活動する若者会議の中に、高校生組織を取り込みたいと考えています。そこで、高校生に条例案を提示し、説明をした上で、子どもたちがどんなリアクションをするか試してみるのはいかがでしょうか。

【委員長】 その機会があれば是非、お願いします。

【副委員長】 高校生や子どもたちの声を聴くことも大事だと思いますが、行政と市民団体が上手く繋がっていないことも課題であると思うので、実効性のあるものにするには市民団体の声も聴いた方が良いと思います。つながる仕組みができれば、今後の推進体制にも関係してくると思います。

【委員】 是非、その際には、市からの言葉の推進や言葉の協力をいただけると学校側も動きやすいと感じます。

【委員】 本条例のビジョンには子どもへの支援や、子どもを地域で育てるまちづくりのようなビジョンがあると思いますが、その辺りが言葉として表現されておらず、サービス提供のニュアンスが強いと感じます。多摩市内の市民活動団体の方がどういった地域づくりをしたいと考えているのか、声を聴き、条例に盛り込めると良いと思いました。

【委員長】 それでは、以上で終わりたいと思います。今回は、本日いただいた意見を参考に文書を修正し、前文や解説を加えて、全体通して見てみたいと思います。

では、事務局からお願いします。

【事務局】 再度確認ですが、本条例の文体を現在、である調で表していますが、より子どもが分かるような平易な表現にしたほうが良いでしょうか。

【委員】 西東京市が子ども条例の副読本を子どもや大学生世代と一緒に作成していたように、条例を制定後、大人ではなく、子どもや若者に自分たちの言葉で書いてもらおうと良いと思いました。

【委員長】 たしかに、条文だと口語体や曖昧な表現することは難しいとは思うので、副読本は良いですね。他に、新城市では漫画で表現していました。

【委員】 世田谷でも、子どもの権利条例を制定後、区内全校に対し条文の概要版のようなものを全員に配ったと聞きました。

【委員長】 では、できるだけ分かりやすく書くという方向で進めていきたいということでしょうか。

(全員、賛同)

【事務局】 承知しました。

では、次回の会議は、4月22日木曜日、18時から20時、市役所本庁舎3階301、302会議室で開催を予定しています。緊急事態宣言が解除されるようなので、皆さんにお集まりいただき、会場での開催を予定していますので、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

【委員長】 では、本日の会議は終了です。ありがとうございました。

— 了 —